

# 地域整備・福祉空間等施設整備交付金 各施設補助割合一覧

所管：厚生労働省

	対象事業	対象事業所	補助上限額又は基準額	補助率
1	認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業 (小規模施設等の非常用自家発電設備整備、水害対策強化整備を含む) (非常用自家発電設備整備事業以外は、 補助対象経費800千円以上の事業を対象とする。)	•地域密着型特別養護老人ホーム •小規模ケアハウス など、原則定員29名以下の介護施設等	1施設あたり15,400千円又は7,730千円 (対象施設、整備内容により異なる)	<b>国10分の10</b>
2	高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業 (総事業費5,000千円以上を対象とする。)	•特別養護老人ホーム •軽費老人ホーム •介護老人保健施設 •介護医療院 •養護老人ホーム	厚生労働大臣が認めた額	<b>国2分の1 市4分の1</b>

※非常用自家発電設備整備に対する補助については、工事を伴わないポータブル発電機及び太陽光など自然エネルギーを活用した発電設備は対象外となります。また、発災後72時間以上の事業継続が可能となるものが対象です。